

平成26年(ワ)第9825号

原 告 関 千枝子外272名

被 告 国 外2名

### 準備書面1(求釈明)

2014年12月1日

東京地方裁判所民事第6部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 木 村 康 五

同 上 弁護士 井 堀 哲 外



#### 1 被告靖國神社に対する求釈明

(1) 被告靖國神社は、その答弁書において、「被告安倍側から被告  
靖國神社に対し、事前に参拝する意向が伝えられたことは認め  
る」と認否を行った。

しかしながら、このような認否では、被告安倍から、いったい  
いつ、何回程度、いかなる内容の意向が被告靖國神社に伝えられ  
たのかが全く不明である。

原告らは、訴状において、被告安倍と被告靖國神社の共同不法  
行為を主張しており、被告靖國神社が被告安倍の参拝の予定につ  
いてどの程度の認識を有していたか、被告安倍からいつ、何回、  
どのような要請が被告靖國神社に対してなされ、それらに対して  
被告靖國神社がどのように対応したのかが、きわめて重要な意味  
を持つ。

したがって、原告らは、被告靖國神社に対して、被告安倍から  
参拝についての事前の連絡について、①当該連絡の時期、②回数、

③連絡の具体的な内容（各回毎）、④③の各連絡に対して被告靖國神社がどのように対応したのか、釈明を求める。

(2) 被告靖國神社は、答弁書及び第1準備書面において、二拝二拍手一拝が標準的な参拝ではあるが、正式な参拝作法というわけではないと主張するが（答弁書5頁及び第1準備書面1頁）、その意味するところが不明であるので、詳細について明らかにされたい。

(3) 被告靖國神社は、被告安倍の本件参拝行為について、本殿で玉ぐしを差し出して参拝していないと単純否認をしているが（5頁）、そうであれば、いったい、被告安倍は、本殿ではどのような参拝行為をしたのか、詳細を明らかにされたい。

(4) 被告靖國神社は認否を留保しているところであるが、被告国及び被告安倍は、被告安倍は「玉串料3万円」を支払った事実はなく、「献花料10万円」を支払ったのだと主張している。そこで、被告靖國神社においては、「玉串料」と「献花料」の宗教的な意味づけの違いについて明らかにされたい。

また、被告安倍が「玉串料3万円」を支払ったとの報道がなされていることに鑑み、本件参拝時に何者から「玉串料3万円」の支払いがあった事実はあるのか、併せて明らかにされたい。

(5) 被告靖國神社は、本件参拝行為の当日、午前10時45分頃に昇殿参拝の受付を終了する行為は認めている（6頁）。しかし、神社にとって一般者の参拝を妨げる措置をとることは異常であり、同種の措置が通常行われているものとは思われない。そこで、過去、靖國神が参拝終了を含む一般人の参拝を制限する何らかの措置を講じたことはあるか、あるとすればどのような場合にかかる措置を行ったのか、その日時、受付終了等の具体的な措置の内

容、かかる措置をとった理由等を具体的に明らかにされたい。

## 2 被告国に対して

(1) 被告国は、答弁書において、本件参拝行為の態様という本訴訟においてきわめて重要な事実関係について、概括的な認否を行っているにとどまり（8頁（2））、原告が訴状で主張した事実の大部分について、認否を明らかにしていない。また、「そのような報道があることは認める」と曖昧な認否に終始しており、そのような報道の内容たる事実の存否に着いて明らかにしていない。

民事訴訟における事実の認否は、事実の存否を明確にし、訴訟の争点を早期に明らかにするために行われるものである。このため、認否については主要事実だけでなく、間接事実や補助事実についてもしなければならないとされ、さらに、認否はできるだけ認否対象の事実を細分し、個別にわかりやすく記載しなければならないとされている（「民事訴訟実務の基礎 解説篇」加藤新太郎編 93頁）。争点が多岐にわたり、そのため、事実の存否の重要性が高い本件のような事案では、より一層事実の認否の必要性が求められる。

そこで、争点を明確にし、適正・円滑な訴訟進行を実現するため、被告国に対し、原告が訴状で主張した本件参拝行為について、詳細な認否を行うことを求める。

## 3 被告安倍に対して

(1) 被告安倍は、その答弁書において、「被告安倍が、平成25年12月26日、参拝に先立って被告靖國神社に対し参拝する意向を伝えたこと」は認めると認否を行った（4頁）。しかしながら、

このような認否では、すでに述べたように、被告安倍から、いったい何回程度、いかなる内容の意向が被告靖國神社に伝えられたのかが全く不明である。したがって、原告らは、被告安倍に対して、靖國神社への参拝についての事前の連絡に関して、①当該連絡の時期、②回数、③連絡の具体的な内容（各回毎）、④③の各連絡に対して被告靖國神社がどのように対応したのか、釈明を求める。

(2) 被告安倍において、本件参拝を行なうことをいつ決定したのか、閣議等で話題に上ったのか、その決定をたとえば関係省庁や野党、警察などに伝達したのか、したとするのであれば、いつ、どこに伝達したのかなど、事前の連絡に着いての詳細も明らかにしていない。これらは、被告安倍の本件参拝行為が職務行為といえるのか、被告安倍の故意・過失にも関わる事項であるので、明らかにするよう強く求める。

(3) 被告安倍は、被告靖國神社が被告安倍の本件参拝行為に対して誰がどのように対応したかについては、熟知しているはずである。にもかかわらず、被告安倍は、被告靖國神社の同行について、「被告安倍を出迎えた者が徳川官司であったとの点は不知」や「参拝の際に坂明夫祭祀部長らが先導、同行したことなど被告靖國神社側の行動については不知」と、不合理な認否を行なっている。これらは、被告安倍と被告靖國神社の共同不法行為の成立にも影響のある事実関係であるから、上記認否を撤回して速やかに明らかにされるよう求める。

以上